

公益社団法人日本ホッケー協会 理事会規程

(目的)

第1条 この規程は、当協会の定款第43条により、理事会の運営に関し必要な事項を定め、理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(出席者)

第2条 理事会には法の定めるところにより、役員が出席して行う。

2 理事会の議案の必要に応じ、専門委員会の構成員を参加させることができる。

(招集手続)

第3条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対し発しなければならない。

2 前項の招集通知には、会議の日時、場所及び会議の議案を記載し、書面をもって通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく開催することができる。

(欠席)

第4条 やむを得ない理由により理事会に出席できない場合は、あらかじめ招集権者に対し、その旨を通知しなければならない。

(報告)

第5条 会長及び業務執行理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令で定められた事項について理事会に報告しなければならない。

2 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(欠席者に対する通知)

第6条 会長は、理事会の議事経過等並びにその結果を欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(業務執行理事会議)

第7条 本協会は、常務理事以上の理事によって構成される業務執行会議を置くことができる。また必要に応じて他の理事・専門委員の参加による拡大業務執行理事会議として開催することができる。

2 業務執行理事会議の権限、運営方法については、会議の招集により、理事会の前段階として本協会定款第35条に定める事項の準備・検討・審議を行うことができる。

3 その他、日常業務の処理に不可欠な事項の処理等、理事会の議案にふさわ

しくない諸事案の処理を行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の承認を要する。

付則 (平成25年4月1日 公益社団法人登記日 第1次制定)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

付則 (平成27年6月6日 第2次制定)

この規程は、平成27年6月7日から施行する。